

長崎市介護予防・日常生活支援総合事業Q&A (平成29年5月23日版)

注)このQ&Aは、現時点での長崎市の考えを示すものです。国の通知等により修正や変更をする場合がありますので、ご了承ください。

長崎市福祉部 ○高齢者すこやか支援課
【問い合わせ先 電話番号(直通)095-829-1146】
○福祉総務課
【問い合わせ先 電話番号(直通)095-829-1161】

問1【共通】住所地特例対象者については、新総合事業のサービスは利用可能か。

住所地特例対象者に対する新総合事業については、居住する施設が所在する市町村（以下「施設所在市町村」という。）が行います。

したがって、他市町村の被保険者であっても、長崎市に施設がある住所地特例対象者については、長崎市の新総合事業のサービスが利用可能です。

また、「事業対象者」に該当するか判断するための「基本チェックリスト」については、施設所在市町村の地域包括支援センターが実施します。

なお、要介護・要支援認定については、従来どおり保険者市町村が実施します。

（担当）高齢者すこやか支援課

問2【共通】総合事業のみ利用する場合に給付管理票が必要となるのは、指定事業者のサービスを利用する場合のみでよいか。

貴見のとおりです。

給付管理票が必要となるサービスは、指定事業者によるサービスである「介護予防訪問介護相当サービス」、「生活援助サービス」、「介護予防通所介護相当サービス」、「ミニデイサービス」となります。

（担当）高齢者すこやか支援課

問3【共通】総合事業においてはケアプランの自己作成は可能か。

総合事業の利用については、ケアプランの自己作成に基づく利用は想定していません。

予防給付において自己作成している場合で、新たに総合事業を利用する場合は、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントの依頼が必要です。

（担当）高齢者すこやか支援課

問4【共通】長崎市外に所在する事業所が、長崎市の新総合事業のサービスを提供する場合の地域単価についてはどのようなになるのか。

地域単価の適用については次のとおりの取扱いとなります。

訪問型サービス		サービスコード	適用する地域単価区分	
			長崎市内	長崎市外
介護予防訪問 介護相当サービス	みなし指定 事業所	A1	長崎市 (7級地)	<u>事業所所在地の 地域区分単価</u>
	みなし指定 事業所以外	A2	長崎市 (7級地)	<u>長崎市 (7級地)</u>
生活援助サービス		A3	長崎市 (7級地)	<u>長崎市 (7級地)</u>

通所型サービス		サービスコード	適用する地域単価区分	
			長崎市内	長崎市外
介護予防通所 介護相当サービス	みなし指定 事業所	A5	長崎市 (7級地)	<u>事業所所在地の 地域区分単価</u>
	みなし指定 事業所以外	A6	長崎市 (7級地)	<u>長崎市 (7級地)</u>
ミニデイサービス		A7	長崎市 (7級地)	<u>長崎市 (7級地)</u>

(担当) 高齢者すこやか支援課

問5【共通】総合事業における月額包括報酬（「介護予防訪問介護相当サービス」、「介護予防通所介護相当サービス」）の日割りの算定方法は、予防給付と同様の取扱いか。

予防給付と異なり、利用者との契約開始又は契約解除については、契約日（サービス事業者と利用者が新総合事業に係る契約を締結した日）又は契約解除日を起算日として日割りで算定します。

なお、区分変更（要支援1⇔要支援2）は変更日から、区分変更（要介護⇒要支援）は契約日から日割りで算定する取扱いは予防給付と同様です。

その他、月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については、「別紙 厚生労働省資料(日割算定)(平成29年5月23日版Q&A)」をご参照ください。

(担当) 高齢者すこやか支援課

問6【共通】利用者が月途中で死亡した場合や、入院した場合の日割り算定はどのようになるか。

月途中で利用者が死亡した場合は契約解除の取扱いに準じ、死亡日を起算日として日割り算定を行います。

月途中で入院した場合は、契約解除する場合は日割り算定となりますが、契約が継続されていれば日割り算定は行いません。

(担当) 高齢者すこやか支援課

問7【共通】予防給付（限度額管理対象のサービス）と新総合事業のサービスを併用して利用する場合は、介護予防サービス計画（介護予防支援）によりサービスの提供が行われるが、訪問介護・通所介護は新総合事業のサービスとなるのか。

貴見のとおりです。

認定有効期間の開始年月日が平成29年4月1日以降の方（新総合事業に移行された方）については、従前の予防給付である介護予防通所介護及び介護予防訪問介護は利用できません。

新総合事業のサービス（訪問型サービス、通所型サービス）の利用となりますので、長崎市の新総合事業のサービスコードを使用します。

(担当) 高齢者すこやか支援課

問8【訪問】従前より介護予防訪問介護を利用していた利用者が、新総合事業への移行に伴い、介護予防訪問介護相当サービスを利用することとなった場合、新たに初回加算を算定することは可能か。

介護予防訪問介護相当サービスの初回加算の算定については、従来どおりの取扱いに準じ、次のとおりです。

- ①利用者が過去2か月以上、当該事業所からサービス提供を受けていない場合
- ②要介護者が要支援認定を受けた場合又は事業対象者となった場合

予防給付から新総合事業に移行した場合であって、同一事業所からサービス提供が継続される場合は、初回加算を算定できません。

(担当) 高齢者すこやか支援課